

café ころんのレンタルカフェ・レンタルスペース利用契約書（会員 No._____）

ちゃんちき堂（以下甲という。）と_____（以下乙という。）とは、甲が運営管理するcafé ころんのレンタルカフェ・レンタルスペース（以下スペースという）：住所東京都青梅市本町 117 番の 12 の利用に関し、次の通り利用契約書を締結する。

第 1 条、当利用契約期間は_____年__月__日（契約書作成日時）から_____年__月__日（利用開始より 1 年間）とし、契約満了の 1 カ月前までに解約の確認が無い場合は、自動的に更新とする。上記契約期間中に、乙の住所等連絡先が変更になった場合は速やかに乙は甲に対し報告しなければならない。乙の連絡先が不明になり本人確認が不可能になった場合は甲は自動的に解約できるものとし、乙の支払った保証金を甲は没収することができる。

第 2 条、乙はスペースの利用契約を締結するにあたり、保証金を甲に支払う。尚、乙はこれらの費用をカフェの利用料及び、弁済金等に充当することを主張できない（保証金：5,000 円）。

第 3 条、乙の利用予約については別途定める予約方法に従うものとする。

第 4 条、乙はスペースの利用を事前に甲に申し込んだ内容で利用することができ、その他の目的で利用してはならない。また、乙の利用はスペースの一時使用であり、貸借権、所有権等は発生しない。また、隣接する駐車場は甲の契約範囲ではないため、乙または顧客の無断利用を固く禁ずる。

第 5 条、乙はカフェ及び飲食の販売を希望する場合は甲の従事者として利用することを認識し、当スペースの食品衛生管理責任者による衛生管理の指示に従うものとする。また、乙の利用中における甲の撮影その他を原則許可し、撮影した写真等を PR 等に利用することに協力するものとする。乙が許可出来ない場合は甲と別途協議するものとする。

第 6 条、乙の利用するスペース及び時間について発生したすべての事故（食中毒、傷害、盗難、火災による延焼等）については、乙の責任によるものとする。損害等が発生した場合は、乙は甲に実費を支払うものとする。また、乙または来店者の保有する金銭、貴重品、展示物等の滅失、毀損、盗難等に関しても、甲はなんら責を負わない。

第 7 条、利用終了後、スペースの設備、備品、商品等が乙の故意または来店者の過失による機器の破損、盗難、紛失及び損害があったときは、乙は利用日から一週間以内に補填または相当する額（消費税を含む）を支払うものとする。補填については甲の了承をもって成立するものとする。

第 8 条、乙は利用時間終了時に次の利用者または甲に速やかにスペースを引き渡せるよう、清掃、ゴミの搬出及び原状復帰を行うものとする。乙が搬出完了した後に残置した食品、備品、機器その他のものについては、その所有権を放棄したものとし、甲において処分することに何ら意義を述べない。但し、処分に発生した費用は、乙の負担とする。また、家具、備品を移動した場合は、搬出の際に現状に復さなければならない。

第 9 条、乙の利用中、調理機器及び音響機器の故障、インターネットの不具合などが発生しその使用が困難になった場合、当該機器は使用停止とし、乙のスペース利用に差し障ることがあったとしても、甲はその責を負わない。また家具、備品類の破損または紛失、販売等による席数、備品数の減少についても現況の席数、備品数を優先して利用することを乙は了承する。

第 10 条、乙がスペース利用に際し、次の各号のいずれかを行った場合、甲は違反金として保証金を全額没収し、また、何らの通知、催促を要せず、本契約を即時解除することができる。また、損害等発生した場合は、乙は甲に対し実費を支払うものとする。

- 乙が反社会的勢力に属している、または名義を貸していることがわかった場合。
- スペースを利用する権利を第 3 者に譲渡し、もしくは使用させること。
- スペースの設備、備品等を乱雑に使用すること、または故意に持ち帰ること。

4. スペース内の使用禁止備品、消耗品の無断使用、使用禁止場所への無断侵入。

5. 利用時間外の無許可でのスペースへの立ち入り、及び搬入。

6. 入退出時間、備品破損、紛失などにおける虚偽の報告または隠ぺい。

7. 顧客情報などの秘密及び個人情報の漏洩、開示。

8. 近所への迷惑行為（騒音、ゴミの不法投棄、進路妨害、無断駐車など）※大音量のライブ、スペース外での販売、密引き行為など

9. 未成年者及び運転者への飲酒、喫煙の容認及びサービス。

10. 甲の信用、ブランド、評判を失墜させる行為、及びスペースの秩序を害する不審な行為（マルチ、宗教などの勧誘、集会、風俗営業など）。

11. 利用における右記の迷惑行為を是正しないとき／水道、電気、ガス等の過剰な使用、清掃、ゴミ捨ての不徹底など

12. 法令違反を犯したとき。

13. 食品衛生上の問題を起こしたとき。

14. 甲の許可なく、当施設を報告された目的以外に利用したとき。

15. 債務の支払いを 1 カ月以上怠ること。

第 11 条、法律の改正、天変地異または監督官公庁の行政指導に基づく工事、及びメンテナンス工事、賃貸契約、その他すべての事由において、乙がスペース使用不可能な事態が発生した場合、乙の利用に関するすべての損害について、甲は一切負担しないことを乙は了承する。但し、乙の予約完了後に当スペースの利用に至ることが不可能な場合は利用料は全額返還するものとする。

第 12 条、契約期間内であっても、本件建物の賃料の変動、物価、その他の経費の増加、人件費の変動、利用状況などにより、利用料金及び利用マニュアル等を改定する場合があることを乙は了解する。

第 13 条、将来的に地域通貨ころんの発行が始まった場合、乙はその加盟店になることを了解する。

第 14 条、保証金は本契約解約時に、甲に対する一切の債務を完済していることを甲が確認した後、解約の申し出があった日から 1 週間以内に返還する。尚、解約の申し出は書面及びメールでの通知とする。甲は、乙が料金の支払い遅延、損害賠償、その他の債務の支払いを怠った場合、乙に催促なく保証金をこれにあてることができるものとする。

第 15 条、乙は、本契約に定める他、別途定める「衛生マニュアル」「利用マニュアル」「販売マニュアル」に従うことを約する。

第 16 条、甲及び乙は、本契約に関する紛争の第一審裁判管轄を、東京地方裁判所と定める。

第 17 条、本契約に別段定めのない事項に関しては、法令並びに慣習に従い、双方の信義に基づき誠実に権利の行使、義務の履行を行うものとする。

以上のとおりの内容で本契約を締結したことを証するため、本書面 2 通を、甲、乙において各記し、捺印の上、甲、乙各 1 通ずつ保有するものとする。

_____年__月__日

甲 東京都青梅市塩船 63-8

ちゃんちき堂 久保田 哲 印

乙

印